（様式第１号）（第４条関係）

市民意見提出手続実施概要書

次の案件について、市民の皆さんなどからの御意見を受け付けています。

施策等の名称	さぬき市立就学前施設の在り方についての基本方針	
意見募集の趣旨	現在、公立の就学前施設は、少子化等の影響により入所（園）率が低下していることや、施設の老朽化など様々な課題を抱えています。今後、公立の就学前施設において、集団教育に必要とされる適正な入所（園）人数の基準や幼児期にふさわしい教育・保育環境を確保していくための基本的な考え方を示した「さぬき市立就学前施設の在り方についての基本方針」について、市民の皆様に広く公表し意見を募集します。	
公表資料	政策等の概要	さぬき市立就学前施設の在り方についての基本方針（案）
	関連資料	さぬき市立就学前施設の在り方についての基本方針（案）
公表方法 公表場所	・健康福祉部幼保こども園課、市役所生活環境課 ・本市ホームページ ・ ・	
意見の募集方法	募集期間	令和８年 11 月６日（金）　～　令和８年 12 月５日（土）
	提出できる人	・本市に居住、勤務又は在学する方 ・本市に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 ・本市に納税義務を有する方 ・施策等の案に直接的な利害関係を有する方
	提出方法	・窓口への持参　・郵送　・ファクシミリ　・電子メール
	提出様式	意見書所定の様式は、ダウンロードするか上記の公表場所に備えています。 ※電話による受付・回答は行いませんので、ご了承ください。 なお、直接持参される場合は、土・日曜日、祝日を除く、平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分の間にお越しくださるようお願いします。
意見の公表予定時期	【令和８年 12 月下旬頃】 提出されたご意見は、住所・氏名等個人情報を除き原則として公表します。なお、提出意見に対する個別の回答はいたしませんが、取りまとめのうえホームページ上で公表します。	

施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）

さぬき市役所健康福祉部幼保こども園課
住所：〒769－2395　さぬき市寒川町石田東甲 935 番地１
電話：0879－26－9906　ファクシミリ：0879－26－9946
電子メール：yohokodomo@city.sanuki.lg.jp